定款

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

キヤノンマーケティングジャパン株式会社定款

(令和4年3月29日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社と称し、 英文ではCanon Marketing Japan Inc. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 光学機械器具、事務用機械器具、音響・電気・通信ならびに電子機械器具、精密機械器具、医療機器、視聴覚機械器具、一般機械器具装置、写真感光材料、諸紙類、化学薬品、事務用品、スポーツ用品、保健用器具、家具室内装飾品ならびにこれらの関連商品の製造、販売、賃貸、修理および輸入
 - 2. 映像・音声その他の情報の記録再生媒体の企画、製作、販売および輸入
 - 3. 前各号の製品に関連する部品、材料等の販売および輸入
 - 4. 著作権、工業所有権等の無体財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの企画、開発、取得、保全、貸与および販売
 - 5. 電気通信事業および情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業
 - 6. 複写業および印刷業
 - 7. 電気通信工事、電気工事、機械器具設置工事および内装仕上工事 の請負
 - 8. 映像・通信・情報関連分野における画像情報処理技術、システム技術、ネットワーク技術、コンピュータ技術等に関する教育事業
 - 9. インターネット、ファクシミリ、電話等を利用した通信販売

- 10. 電力その他のエネルギーの供給に関する事業
- 11. 貨物利用運送事業
- 12. 不動産の賃貸、管理、設計、監理および工事の受託
- 13. 損害保険代理業および生命保険募集業
- 14. 労働者派遣業
- 15. 古物売買業
- 16. 倉庫業
- 17. 前各号の業務に関するコンサルティング
- 18. 前各号に関連する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監查役会
 - 4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告による公告をすることができない 場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2億9,950万株とする。

(単元株式数)

- 第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。
 - ② 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式 の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社 に請求することができる。ただし、請求時に当会社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。

(単元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 前条第2項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、 その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名 簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があ

- る場合に随時招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。
- ③ 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

(議 長)

- 第 13 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長とする。
 - ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容で ある情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を 除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過 半数をもって行なう。
 - ② 会社法第309条第2項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、 その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限る。
 - ② 前項の場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、21名以内とする。

(選 任)

- 第 18 条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当会社を代表する取締役ならびに取締役会長、取締役社長および その他の役付取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長ま

たは取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらに これを短縮することができる。
- ④ 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の 決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会に おいて定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 25 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行

取締役または使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第 26 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第 27 条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

- 第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

- 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。
 - ② 監査役会は、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内において監査役の職務の執行に関する事項を決定す

(監査役会規則)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会に おいて定める監査役会規則による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 33 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 36 条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする。
 - ② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在の最終の 株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対 し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることがで きる。
 - ③ 当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経 過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免 れる。